



ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026年3月6日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に栄養分野）
対象国及び類似地域	モンゴル及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

モンゴルの子ども（5-19 歳）の栄養状況は、やせの児童がいる一方、肥満の児童の割合も増えており、低栄養と過栄養の課題が混在していることから、栄養バランスを確保した食事の提供や食事習慣を身に着けることが課題である。

モンゴル政府は、2006 年に一般教育学校での給食の提供を正式に決定し、2019 年 5 月に学校給食法を制定、2020 年 9 月に施行した。学校給食法では、「全ての小学校に給食を提供するために、標準や技術規制に沿った施設、設備、人材を適切に整備・配置する」ことが定められており、同法の施行以降、段階的に中学校、高校でも給食を提供することになっている。また、2022 年より大統領令に基づき「健康なモンゴル人」イニシアティブが掲げられている。さらに、国家開発戦略「長期ビジョン 2050」では、全国の学校給食制度を確立し、全ての生徒が学校給食プログラムの対象となり、全学校が基準を満たした調理施設、設備、人材を有することを目標として掲げている。モンゴル政府は 2026 年を「教育推進の年」と宣言しており、教育分野への投資の拡大を図ることとし、学校給食費の増額の他、中学校及び高校に給食を提供するための費用を国家予算計画に反映している。

先行案件である「学校給食導入支援プロジェクト」（2021 年 11 月～2025 年 11 月）においては、食事状況調査に基づくモンゴル児童のための栄養摂取基準が作成され、同基準に基づく栄養バランスの取れた献立の作成と給食提供の一連の PDCA サイクルがマニュアル化された。併せて、食材調達方法について地場産食材の活用を含めた仕組みの改善が行われ、中央及び対象県での行政機能強化がなされた。これらの成果を通じ、全国の初中等学校で栄養バランスのとれた給食提供の準備が整い、モンゴル政府の自助努力により全国展開の推進が期待される。

他方で、全国展開をする際の課題として、先行案件の対象校においては自校式での給食提供を前提にモデルが試行され成果が出ているが、様々な地理的条件や人員配置状況の学校がある中で、一律のマニュアルのみでは全ての学校で給食の提供を実現することは困難である。遠隔地や規模の小さい小学校などでも給食を可能にするため、機能とキャパシティが十分な調理場が複数校分の給食

をカバーする等の新たなモデルが緊要との声が挙がっている。また、県レベルの学校給食行政が、県下の状況を把握した上で必要に応じこうした複数校の連携も含めた対応を行うことができるよう、モデルとなる事例の創出と行政機能強化が課題である。

さらに、モンゴルにおいては食品安全に関する一定の制度はあるものの学校給食に特化した衛生管理基準やマニュアルは無く、行政関係者や調理員の衛生管理に関する知識や認識そのものが非常に低い状況であり、日々の衛生管理やモニタリングの実施が徹底されていない。今後学校給食の全国展開において食中毒等の課題が顕在化することが想定されるため、衛生管理基準整備と管理体制の強化が課題である。

こうした課題を踏まえ、モンゴルにおいて、持続的な形で、安全かつ栄養バランスの取れた学校給食を全国の全ての公立学校に提供するためには、これらを自治体が主導する形で実現できるよう、学校給食運営の行政能力強化が求められる。本事業は、対象県において、複数校をまたいだ学校給食提供（食材調達、食材処理、献立作成、調理、配送等）のモデル構築、学校給食の衛生管理基準及び管理体制整備、学校給食のモニタリング・スーパービジョン強化、学校教育における食育及び衛生教育の推進を行うことにより、自治体主導により安全で栄養バランスの取れた学校給食を広域展開するモデルの確立を図り、もって全ての県での公立学校における安全で栄養バランスの取れた給食提供促進に寄与するものである。加えて本事業は、地場食材活用を含めた食材調達方法の改善や集合での給食調理による消費エネルギー削減の観点から、温室効果ガスを 2030 年までに 2010 年度比 22.7%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトにかかる合意文書締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現

地・整理業務の全行程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントおよび障害配慮を推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2026年4月上旬～2026年4月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② モンゴル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICA人間開発部に提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務（2026年4月中旬～2026年5月上旬）

- ① JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ② モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（KOICA等）の活動動向、連携の可能性

オ) 上記ア)～エ) 全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。加えて、支援対象国・地域（パイロット事業実施候補地等）の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【保健医療】」

([https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_09\\_health.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_09_health.pdf)) を参照すること。

カ) オ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案。

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAモンゴル事務所等に報告する。

### (3) 整理業務（2026年5月上旬～2026年6月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

成し、その取りまとめに協力する。

- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （１） 業務完了報告書

２０２６年６月１日（月）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２ 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は２０２６年４月１２日～５月２日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定して

います。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA モンゴル事務所よる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：日本語⇄モンゴル語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第四チームから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・要請書
  - ・モンゴル国学校給食導入支援プロジェクト (第2期) 実現可能性調査報告書 (2025年5月)
  - ・運営指導調査団報告書 (2025年6月)
- ② 先行案件に関する資料は JICA 「ODA 見える化サイト」で公開されています (<https://www.jica.go.jp/oda/project/202004554/index.html>)。
- ③ 本業務に関連する以下の資料はJICA図書館で公開されています (<https://libopac.jica.go.jp/top/index?method=open>) 。
  - ・モンゴル国学校給食導入支援プロジェクト事業完了報告書 (2025年9月)
  - ・モンゴル国モンゴルの食育および学校給食に係る情報収集・確認調査報告書 (2020年3月)

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上